5　新規則第五条第二項の規定は、同条第一項の表中第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和九年七月六日まで、同表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十一年八月三十一日までは、適用しない。

6　新規則第五条第三項の規定は、同条第一項の表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十三年八月三十一日までは、適用しない。

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。 2～10　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和八年七月六日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。 2～10　（略）